

人工透析者などの通院費を助成

【問合せ・申込み】

福祉課 障がい福祉係

☎7773-6667

FAX773-6723

人工透析などを受けている人に、
通院交通費の一部を助成します。

対象者（すべてに該当）

- ・腎臓機能障がいなどにより、身体障害者手帳の交付を受けている
- ・人工透析などで、毎週定期的に自家用自動車などで通院をしている
- ・市内に住所がある
- ・障がい者タクシー利用券の交付を受けていない

助成内容

自宅や勤務先などから医療機関までの片道距離により、次の額を支給

- ・2km～5km未満
月額 1,500円
- ・5km～10km未満
月額 2,000円
- ・10km以上
月額 2,500円

申請に必要なもの

身体障害者手帳、診断書か1か月の人工透析などの通院が確認できる医療費の領収書、振込先がわかる通帳など

締め切り 4月30日(金)

受付窓口 福祉課 障がい福祉係、

大和・塩沢市民センター

令和3年度障がい者タクシー

利用券の交付開始

【問合せ・申込み】

福祉課 障がい福祉係

☎773-6667

FAX773-6723

障がい者タクシー利用券が必要な人は、申請してください。

対象者（児童を含む）

市内に住所があり、自動車の運転ができない障がい者で、次の手帳を持つ人

- ・身体障害者手帳（1～4級）
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳

申請に必要なもの

前記の手帳（重複して持つ人は、すべての手帳）

※交付には、手帳に証明印を押す必要があります

受付 3月1日(月)～

交付枚数 1人30枚（年間）

※施設入所者は15枚

利用方法

タクシー利用券裏面に記載のタクシー会社を利用し、1回の乗車につき、料金総額の範囲内で6枚（1枚500円）まで利用可。手帳を提示してご乗車ください。

受付窓口 福祉課 障がい福祉係、
大和・塩沢市民センター

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

【問合せ】市民課 市民班

☎773-6661

3月からマイナンバーカードを健康保険証として利用できます。利用には、オンラインサービス「マイナポータル」で事前に登録が必要です。※医療機関や薬局によって対応開始時期が異なります。利用可能な医療機関や薬局については、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のウェブサイトで順次公表予定ですので

できるようになること

- ・就職や転職、住所変更をしても新しい健康保険証の発行を待たずにマイナンバーカードで医療機関を受診できます。（医療保険者への加入・脱退の届出は引き続き必要）
- ・限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の一時的な支払いが免除されます。（長期入院該当申請など一部医療保険者への申請が引き続き必要な場合あり）

※自治体独自の医療費助成などにつ

いては受給者証などの持参が必要です

事前に準備するもの

- ・申込者のマイナンバーカードと利用者証明用電子証明書の暗証番号（4桁の数字）
- ・マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンか、パソコンとICカードリーダー

・利用するブラウザ用の「マイナポータルAP」をインストール

※対応する機器がない場合や、利用者証明用電子証明書を発行していない場合は、市民課、大和・塩沢市民センターで手続きできます

登録手順

- ①「マイナポータル」のトップページの「健康保険証利用の申込」から「利用を申し込む」をクリックする。
- ②利用規約を確認して、同意する。
- ③暗証番号（4桁の数字）を入力してマイナンバーカードを読み取れば受付完了。

※健康保険証利用や登録手順について詳しくは、次のQRコードからご覧いただくか、マイナンバー総合フリーダイヤル（☎0120-95-0178）

にお問い合わせください

